

枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)

子どもの笑顔を守るために

～振り返っていますか、日々の指導を～



枚方市教育委員会

平成25年4月

目 次

はじめに	2
1. 体罰を許さない教育	
(1) 体罰が起きる原因と背景	3
(2) 体罰を行った教員の責任	7
(3) 体罰のない学校をつくるために、教員に求められること	8
2. 参考資料	
(1) 参考資料	
①チェックシート	10
②アンガーマネージメント	13
③児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方	16
(2) 教育相談機関	19

はじめに

体罰は、人権教育を推進するうえでの妨げになるばかりか、子どもに深い心の傷を負わせ、自尊感情を減退させます。さらに、教員と子ども及び保護者との信頼関係を崩すなど、学校教育全般へも深刻な影響を及ぼす、絶対にあってはならない行為です。

体罰については、学校教育法第 11 条において厳に禁止されているものであり、いかなる理由があっても、絶対に体罰は許されないものであるという基本認識を持ち、すべての教員が自覚することが必要です。

特に子どもたちと毎日接している教員は、人権意識を高め、人権尊重の精神を基底に据えた教育観を確立することが大切です。

各学校においては、日々の実践を再点検し、体罰の根絶に向けて、教員全体の共通認識を深め、児童生徒を真に大切にしている教育活動を展開するため、本資料を活用していただければ幸いです。

1. 体罰を許さない教育

(1) 体罰が起きる原因と背景

①体罰は、なぜ起きるのか。

A) 根強く残る「愛の鞭」肯定論

教員の体罰禁止については、古く明治 12 年の「教育令」までさかのぼることができます。それにもかかわらず体罰が跡を絶たない背景には、教員間にも社会や保護者の間にも「愛の鞭」肯定論が根強く残っているからだと思います。

しかし、本当に「愛の鞭」論は正しいのでしょうか。「愛の鞭」論を考えると、大人の側で勝手に考えるのではなく、体罰を受ける子どもがどう受けとめるかが重要なポイントです。子どもは決して「愛の鞭」とは受けとめていないはず

です。

B) 保護者や地域の期待に、応えようとする教員の過度の意識

教員が保護者や地域との連携を深め、教員が保護者や地域の方々の声に耳を傾けるのは望ましいことです。しかし、ややもすると、教員自身が周りの期待に応えようとし過ぎると、時には精神的に自分を追い込むことがあり、体罰の誘因になることがあります。

C) 教員間の不十分な協力体制

教員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、お互いにストレスが溜まり、その「あせり」から体罰を起さないともかぎりません。教員どうしが、十分に話し合い、協力し合うことが大切です。

D) 体罰が起きやすい学校の雰囲気、教員の認識（生徒指導の場）

強い口調で、子どもを黙らせることができるのは指導力のある立派な教員で、できないのは未熟な教員と判断していませんか。

教員の言うことを何でも聞くおとなしい子どもだけがよい子どもで、反抗的な態度をとるのは悪い子どもと判断していませんか。

言って聞かせても分からない子どもには、体罰を加えても仕方がない、他の子どもへの見せしめにもなると判断していませんか。

このような認識が大勢を占めている学校は、体罰が起きやすいと言えます。

E) 体罰が起きやすい学校の雰囲気、教員の認識（学習指導の場）

厳しい指導でテストの平均点を上げることができるのが立派な教員で、平均点が上げられないのは未熟な教員と判断していませんか。

他のクラスには負けるな、他の学校にも負けるなといつも口に出していませんか。

子どもの成績を上げるためには、多少の体罰はやむを得ない、子どもが納得していれば体罰もスキンシップの一種だと思ってはいませんか。

このような認識が大勢を占めている学校は、体罰が起きやすいと言えます。

F) 体罰が起きやすい部活動の雰囲気、教員の認識（部活動指導の場）

部活動では、より高い競技性や専門性を求められることが多く、教員は部員に対してより高いレベルの要求をすることになり、あせりの気持ちからつい体罰が起こってしまいます。

チームワークや望ましい人間関係の育成を目指すことは、部活動の指導目的としては大切なことですが、その趣旨に反するとき体罰が起きやすいと言えます。

②体罰を加える教員の心理

A) 自分の指導法に対する過信

教育熱心と言われる教員の中に、自分の指導法を過信するあまり、自分の考えを子どもに押しつけ、子どもが反抗したり口答えするとついカッとなり体罰を加えてしまうことがあります。

※指導に当たっては、教育的な配慮を失うことなく、柔軟な考えと子どもの目の高さからものを見る姿勢が必要です。

B) 自分の指導法に対する自信のなさからくる「あせり」

教員が教育的効果を早く上げようとあせるあまり、心のゆとりをなくし、つい逆上して体罰を加えてしまうことがあります。自分に対する周囲の評判を気にし過ぎる場合に起こりがちです。

※指導に当たっては、子どもとの信頼関係を大切にしながら、あせらず、じっくりと、あくまでも理性的に指導することが大切です。

C) 体罰を加える教員の心理（生徒指導の場）

教員は、子どもに問題行動があらわれると、早くなくしたいと一生懸命になりますが、表面的な理解だけしかできていないと、子どもの気持ちからますます離れていきます。

このような状況で教員としての権威や自尊心を傷つけられるような子どもの態度に触れると、自分自身の感情をコントロールできなくなり、衝動的に体罰を加えてしまうことが多くなります。

※指導に当たっては、教員がまず自分自身の今の思いを確かめることです。すると子ども一人一人の良さが見え、子どもの心からの声が聞こえ始めてきます。

D) 体罰を加える教員の心理（学習指導の場）

学習成績を上げることだけに教員の目が向けられ、クラスどうしの競争が激しくなると、教員の気持ちに「ゆとり」がなくなり、「あせり」が生じてきます。その結果つい感情的になり体罰を加えてしまうことになります。

※早い教育効果を考えずに、あせらずじっくりと子どもたちとの信頼関係を築いていくことが大切です。

教員同士が、競争し合うのではなく、協力し合う雰囲気を作ることが大切です。

自分の指導法を過信せず、謙虚に研鑽を続けていくことが大切です。

E) 体罰を加える教員の心理（部活動指導の場）

「勝ちたい」「良い発表をしたい」などの気持ちは、子どもたちや指導者は、持たないわけではありません。その気持ちがあるから苦しい練習にも取り組めるのだと思います。

そして、そのような気持ちが背景となり、出来ないもどかしさからミスをする
と「自分の言ったことを守らないからだ」とか「練習が足りない、強い気持ちが
足りないからだ」と言って体罰を加えてしまうことがあるのです。

また、部活動の中で人間関係を重視し過ぎている指導者は、「自己中心的な行
動や態度は許せない」と理由をつけて体罰を加えてしまうことがあります。

さらに、指導者のプライドを傷つけられたとき、自分を否定された気持ちにな
って体罰を加えてしまうことがあります。

※部活動の指導者は、子どもたちの大きな夢と希望を実現させる支援者とな
るために、その指導力を常に謙虚な姿勢で研鑽するとともに、子どもたち
との強い人間関係を作り上げる努力をして、誇りを持って取り組むことが
大切です。

(2) 体罰を行った教員の責任

行政上の責任

信用失墜行為の禁止
《地方公務員法第 33 条》

校長の監督責任
《学校教育法第 28 条 3 項》
法務局の調査、説諭及び勧告
《法務省設置法第 4 条 26 号》

懲戒処分
(免職・停職・減給・戒告)
《地方公務員法第 29 条》

教員免許状の取り上げ
《教育職員免許法第 11 条》

学校教育法第 11 条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

不法行為による賠償責任
《民法第 709 条、710 条》
損害賠償責任と求償権
《国家賠償法第 1 条》

殴る・蹴る
《暴行罪 刑法第 208 条》
身体を傷つける
《傷害罪 刑法第 204 条》
不当に長時間居残す
《監禁罪 刑法第 220 条》

民事上の責任

刑法上の責任

(3) 体罰のない学校をつくるために、教員に求められること

① 子どもとの信頼関係を築きましょう！

子どもたちは、様々な失敗やつまずきを体験しながらも絶えず成長し続けます。また、表面的には明るく快活に振る舞っていても、心の内面では悩みや苦しみ、不安等の葛藤に耐えながら生活している子どももいます。そして、そのことが学校生活における不適応行動の原因となっている場合も少なくありません。

教員は、子どもたちとの日々のふれあいの中で、このような心の内面を受容的な態度で共感的に受け止めることが大切です。特に問題行動の指導に当たっては、結果や現象面だけで判断するのではなく、本人を取り巻く環境や人間関係、家庭生活や学校生活の状況などにも目を向け、その行動に至る原因と背景を的確に見極めて適切な指導を行うことが大切です。

体罰によらない指導は、愛情と信頼に基づく教員と子どもとの人間関係の上に成り立つものです。教員は一人一人の考え方や個性の違い、願い等を尊重し、見守る・支える・認める・励ますという立場に立って、日々子どもとの心のふれあいを積み重ね、よりよい信頼関係を築いていくことが大切です。

② 教員一人一人が人権意識を高めましょう！

学校教育の場から体罰を根絶するためには、教員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神を基底に据えた教育観を確立することが大切です。

そのために、教員一人一人が、体罰は子どもたちの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、教育の放棄を意味することへの認識と自覚を深める必要があります。そして、何よりも先ず教員自身が子どもたちの基本的人権を尊重することが大切です。さらに、いじめや暴力、差別等の人権侵害から子どもたちを守らなければなりません。

人権尊重の教育を進めるには、すべての教員が、子どもたちの人権を侵す体罰や侮蔑的な言葉、不公平な扱い等をなくすことは勿論、差別や人権侵害を的確に見抜くことのできる鋭い人権感覚や人権意識を身につけることが必要です。そして、日々の教育実践を人権尊重の視点に立って点検し、どの子どもに対しても公正公平に接し、一人一人の良さや違いを認め尊重するとともに、とりわけ悩みや

不安、様々な困難を抱える子どもを大切にした教育実践への努力を積み重ねることが重要です。

このような取り組みを進めることによって、教員と子どもたちとの信頼関係が深まり、すべての子どもが自信を持って、個性を発揮しながら自己実現を図っていくことができるようになります。

③ 子どもが楽しく学ぶための指導力の向上に努めましょう！

子どもたちは、「楽しく学びたい」「授業が分かりたい」という思いを持って学校へ来ています。しかし、現実には様々な理由によって、学習に困難を感じたりつまずいたりしている子どもも少なくありません。

教員は、その原因と背景を正しく捉え、子どもたちが自主的、意欲的に学習に取り組むことができるよう指導や支援の在り方を創意工夫することが大切です。

自分の指導力不足や指導の未熟さを棚に上げ、学習規律の乱れや成績の伸び悩み、生活態度等の問題を子どもだけの責任として押し付け、感情的になって短絡的に体罰で臨むことは逆効果でしかありません。何よりも「分かる授業」への改善と指導力の向上に努めることが必要です。

教員は、自らの指導の在り方について厳しく点検し、子どもの発達段階と実態に即したきめ細かな指導や支援に努め、子どもが意欲的に学ぶ学習活動の充実に向けて指導力の向上に努めることが大切です。

2. 参考資料

(1) 参考資料

①チェックシート

A) 担任として

番号	チェック	大切にしていく項目
1		子どもとのふれあいを大切にし、不安や喜びなど心の内面を共感的に受け止める生徒指導を進めているか
2		カウンセリングマインドを持って、子どもの話を聴いているか
3		学級の問題を一人で抱え込んでいないか、他の教員と連携して指導することにためらいはないか
4		清掃活動などの場面で、子どもとともに汗を流しているか
5		行事を通して「一緒にやり遂げ自信をつける指導」の工夫をしているか
6		子どもどうし、または担任と子どもが、心と心のぶつかり合える場面をつくっているか
7		保護者に対して一方的に要求していないか、保護者のよき相談者になるよう心がけているか
8		家庭訪問等をとおして保護者との連絡を密にしているか
9		子どもの問題行動を教員にとって厄介なものとして捉えていないか、問題行動を子どもが援助を求めているサインとして捉えているか

B) 教科担当として

番号	チェック	大切にしていく項目
10		自分本位の指導観や画一的な指導に陥っていないか
11		指導内容や指導方法の改善を行うなど、魅力ある授業づくりに努めているか
12		教員どうしが授業を参観しあうなど、協力して指導力を高める努力をしているか
13		たとえ誤答であっても考え方や取組み方を認めながら、自分で誤りに気付くように援助をしているか
14		理解に時間を要する子どもに厳しい叱責をしたり、人間性まで否定してしまうような言葉を浴びせたりして子どもの意欲をそいでしまっていないか
15		発達段階に応じた発問や教材の工夫を心がけているか
16		授業中の私語や反抗的な態度を、子どもだけのせいにしていないか

C) 部活動指導者として

番号	チェック	大切にしていける項目
17		自分自身の感情をコントロールし、常に冷静に指導しているか
18		子どもが上達するまで待つゆとりをもって指導しているか
19		面倒を見てやっているという態度で指導していないか
20		自己の指導技術の向上に努めているか
21		勝利至上主義になっていないか

D) 学校全体の教育活動の中で

番号	チェック	大切にしていける項目
22		必要に応じて校則を見直しているか、また、校則を守らせることだけにあくせくしていないか
23		あいさつは子どもから先生（大人）にするものという固定観念はないか
24		気持ちよく勉強のできる環境か、教室、廊下、校庭などにゴミが落ちてないか
25		日頃より家庭・地域・関係機関との連携をはかっているか
26		教員自身に言行不一致や子どもの心を傷つける言動はないか
27		先入観や憶測などで子どもの指導に当たっていることはないか
28		教員の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしていないか
29		画一的な指導によって、子どもの主体性や意欲の芽を摘んでいることはないか
30		生徒指導を一部の教員に任せていないか、システムとしての生徒指導体制ができているか
31		子どもの人権や、体罰・暴力の防止についての定期的な研修を行っているか。

E) 子ども理解（障害の特性等の理解）

番号	チェック	大切にしていける項目
32		子どもの障害や特性等を理解しているか
33		子どもの行動の背景やその時の状況、周囲との関係を把握しているか
34		子どもの自傷や他傷等の原因及び起こりやすい状況等を把握しているか
35		様々な障害を理解するための教員研修を実施しているか

F) 指導の充実（個に応じた指導）

番号	チェック	大切にしていける項目
36		個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、適切な目標を持って指導しているか
37		子どものコミュニケーションの方法を把握しているか
38		子どもが情緒不安定になったときの対応を日常の中でシミュレーションしているか
39		子どもの障害の特性等に応じた教材・教具を工夫しているか
40		チームティーチングする場合、複数教員での指導体制が確立されているか

G) 情報の共有（情報の収集と発信）

番号	チェック	大切にしていける項目
41		保護者の話を十分に聞き、共感するとともに必要な情報を収集しているか
42		連絡帳を利用するなど、保護者と十分な情報交換を行っているか
43		校内に死角となるようなところがないか、常にチェックしているか
44		教員のヒヤットしたりハットしたことを整理・蓄積・分析し、活用しているか
45		校内での情報の伝達経路は明確になっているか

H) 人間関係の構築（注意しあえる、協力しあえる、切磋琢磨できる）

番号	チェック	大切にしていける項目
46		チームティーチングでは、明確に役割分担しているか
47		子どもへの指導や対応について、教員間で常に協議・検討されているか
48		教員どうしが自由に意見交換できる雰囲気が校内にあるか
49		生徒指導主事等を中心とした相談支援体制が構築されているか

②アンガーマネージメント

人間は様々な感情をもっています。感情はどれも大切なものであります。しかしながら、教員が「怒り」の感情をコントロールせずにそのまま子どもにぶつけてしまうことが、「体罰」につながる場合があります。

自分の「怒り」の感情をコントロールする方法や子どもの気持ちを理解し、自分自身で気分を鎮める方法を知ることを通じて攻撃的でない表現方法を身につけ、子どもの気持ちを理解することで子どもを尊重した指導力の向上に役立ててほしいと思います。

A) アンガーマネージメントの定義

- a) 「怒りを誘発する刺激に対するマネージメント」という意味があります。
- b) 「怒りを誘発する刺激を認知（解釈）し、評価することに対するマネージメント」という意味があります。
- c) 「コーピングスキルの獲得や修正を目的としたマネージメント」という意味があります。

※コーピングスキルとはストレスを適切に処理する技術・能力

B) アンガーマネージメント・3つの構成要素

- a) 感情を理解する。
 - ・自分にわいた感情は、何（誰）に対する、どんな、どの程度の感情か、また、相手の表情から、相手はどんな感情をどの程度抱いているか。
- b) 怒りを理解する。
 - ・怒りはどんな状況で感じやすいか、どんな感情か、怒るとどうなるか。
- c) 怒りに対処する。
 - ・どうやって自分の怒りをコントロールするか、どうすれば自分も相手も傷付けないように表出できるか。

C) B) のc) の「怒りに対処する」ことについて

- a) 怒りの感情をコントロールする。《怒りを爆発させないテクニック》
 - ・怒りの感情をコントロールする方法を学ぶ。

「深呼吸」「カウントアップ（数唱）」「カウント深呼吸」
「自己呼びかけ」「リフレーミング」など。

b) 怒った気持ちを表現する。

- ・非攻撃的な自己主張ができる表現の仕方を身につける。
- ・大切なのは、怒らないことではなく、怒りを感じてどうするかであることを知る。

※「怒り」は、誰でも感じる感情なので、「怒らない」ことはできない。感じた「怒り」をどうするか、また「怒り」をエスカレートさせる前に上手に表現する方法を学ぶことが大切です。

D) 「怒り」やストレスへの対処法

a) 気分を鎮める方法「24 項目」

ア) 身体的な方法(4 つ)

- *大きくからだを動かす
- *怒りの感情を振り落とす
- *落ち着いて深呼吸する
- *自分のからだを抱きしめる

イ) 聴覚・言語的な方法(4 つ)

- *誰かと話す
- *前向きなひとり言を言う
- *音楽を聴く
- *面白い歌を歌う

ウ) 視覚的な方法(4 つ)

- *本を読む
- *外を眺める
- *静かな場所を思い描く
- *水槽を見る

エ) 創造的な方法(4 つ)

- *絵を描く
- *手紙を書く
- *何かを作る
- *パンを焼く

オ) 自分をなぐさめる方法(4 つ)

- *抱きしめてもらう
- *水を飲む
- *温かいお風呂に入る
- *おやつを食べる

カ) ユーモラスな方法(4 つ)

- *面白い本を読む
- *愉快的なビデオを見る
- *おどけた顔をする
- *状況の楽しい場面を見る

E) 怒りの感情の取り除き方「10項目」

- a) 怒りを感じたら、深呼吸をして10まで数える。
- b) 怒りの感情が爆発しないように時間をのばしてコントロールしていく。
- c) 怒りの感情を小出しにする。(いわゆるガス抜き)
- d) 自分が「正しい」と信じていることを他人から見ればそうでないかも知れないと推測する。
- e) 信頼できる人に、自分が怒っていると分かったら合図をしてくれるように頼んでおく。
- f) 自分が「不快だと思う」人とよく話し合うと互いの誤解やわだかまりも解け、けんかの愚かさが分かる。
- g) 怒りの感情の「引き金」を避ける。
- h) 自分を愛し、笑っているときに怒りの感情が起きないことを知る。
- i) 怒りの感情を持つ状況を自分自身の成長のために使う。
- j) 怒りの感情日記をつける。

③児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

A) 体罰について

- a) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- b) a) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- c) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- d) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- e) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- ア) 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。

- イ) 授業中、教室内に起立させる。
- ウ) 学習課題や清掃活動を課す。
- エ) 学校当番を多く割り当てる。
- オ) 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

f) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

B) 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- a) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- b) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- c) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- d) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」
(平成19年2月5日 文部科学省初等中等教育局長 通知「別紙より」)

(2) 相談機関

1. 枚方市の主な相談機関

機関名	所在地	名称	電話番号	相談日時・内容等
教育委員会 児童生徒 支援室	枚方市 車塚1丁目 1番1号 輝きプラザ きらら	「子どもの笑顔 を守るコール」 幼児・児童・生 徒に関する 電話相談窓口	072 (809) 7867	いじめ専用ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
			072 (809) 2975	教育安心ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。必要に 応じて面接相談も可能（要予約）
家庭児童 相談所	枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ 3号館4F	「家庭児童相 談」子育て、親 子関係友人関 係のことなど、 18歳未満の子 どもに関する 様々な相談	050 (7102) 3221	月～金 9:00～17:30 （土日・祝日及び年末年始を除く） 家庭児童相談員が相談を受けます。 電話または来所。（要予約）

2. その他の主な相談機関

機関名	所在地	電話番号	相談日時・内容等
大阪府枚方 少年サポート センター	枚方市大垣内 2-15-1	072 (843) 2000	青少年問題に関する相談 月～金 9:15～17:30 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
大阪府中央 子ども 家庭センター	寝屋川市 八坂町28-5	072 (828) 0161	子どもや家庭についての相談、 おおむね25歳までの青少年についての相談 月～金 9:00～17:45 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所
大阪府教育 センター すこやか 教育相談	大阪市 住吉区苅田 4-13-23	下記参照	不登校、家庭における子育て、しつけ、学級経営、 通路などについての相談 月～金 9:30～17:30 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが 電話で相談を受けます。 Eメール相談・FAX相談は24時間窓口設置 面接相談は学校を通して事前の予約必要

【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp